

入札説明書

名古屋大学（東山）理学館等電灯設備改修設計業務に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年10月26日

2 国立大学法人東海国立大学機構
機 構 長 松 尾 清 一

3 業務概要等

(1) 業 務 名 名古屋大学（東山）理学館等電灯設備改修設計業務

(2) 業 務 概 要 本業務は、名古屋大学東山団地における理学館（鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上7階建て、延べ面積7, 131㎡）ほか1棟の電灯設備の改修に伴う実施設計業務である。

(3) 履 行 期 限 令和8年6月30日まで。

(4) 本業務においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/index.html>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、東海国立大学機構施設統括部施設企画課施設契約係に承諾願を提出して行うものとする。

4 競争参加資格

(1) 東海国立大学機構契約事務取扱細則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務の建築設備関係設計・施工管理業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成23年度以降に完了した以下すべての条件を満たす実施設計業務の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・工事内容：照明器具の新設又は取替

・工事規模：延べ面積2,000㎡以上

- (5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- ① 設計業務委託特記仕様書、Ⅱ－3に定める資格を有する者であること。
 - ② ~~平成22年度以降に上記(4)に掲げる業務の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)~~。
- (6) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等における設計・コンサルティング業務の建築設備関係設計・施工管理業務に関して、令和5年度以降に設計成績評定(19文科施第369号平成20年1月17日付通知)による評定点(合計)において60点未満の評定を受けていないこと。ただし、令和5年度以降に10件以上の実績があり、その評定点の平均値が65点以上ある場合はこの限りではない。
- (7) ~~建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。~~
- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人東海国立大学機構から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け 17文科施第346号 文教施設企画部長)(以下「指名停止等の取扱い」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第14条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人

若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（ア） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（イ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ウ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

（エ） 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、当該事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 担当部局

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町

国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課施設契約係

電話 052-789-5667・2118

メールアドレス s-keiyaku※t.thers.ac.jp（※を@に変更すること。）

6 競争参加資格の確認等

（1） 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約責任者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和8年10月14日9時00分から令和8年10月26日15時00分まで。
- ② 提出先： 上記5に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記5に持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。なお、申請書の受付票は、申請書及び資料の受領を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、上記4(4)の同種業務の実績については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種業務の実績

上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を別記様式2に記載すること。記載する同種業務の実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の管理技術者

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格を別記様式3に記載すること。

③ 契約書等の写し

①同種業務の実績として記載した業務の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。また、②併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し）、設計を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料、~~同種業務の経験として記載した設計の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料~~を提出すること。

④ 参加資格認定通知書の写し

文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格「建築設備関係設計・施工管理業務」に係る一般競争（指名競争）の参加資格を受けている「参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

⑤ 一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写し

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しを提出すること。

⑥ その他

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等における設計・コンサルティング業務の建築設備関係設計・施工管理業務に関して、令和5年度以降の設計成績評定について別記様式4に記載すること。

履行できることを証明する書類として別記様式5に必要事項を記入すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年10月30日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面を電子メール）により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約責任者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和8年10月14日9時00分から令和8年10月26日15時00分まで。
- ② 提出先：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：電子データ（word、excel 等編集可能な形式）にて、「5 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出するものとする。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は電子メールで回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期間：令和8年10月30日から令和8年11月4日までの休日を除く9時00分から17時00分まで。
- ② 場所：上記5に同じ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時：令和8年11月16日9時00分から15時00分まで

(2) 入札場所：〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町
国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課（電子入札システム）

(3) 開札日時：令和8年11月17日9時30分

(4) 開札場所：入札場所に同じ。

(5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、機構長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

9 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を許諾され、紙入札方式による入札を行うものは、上記5に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を国立大学法人東海国立大学機構に支払わなければならない。

(2) 契約保証金 免除。

11 積算内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。入札書に積算内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。

(2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、積算内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに業務名を記載すること。

(3) 提出された積算内訳書については、機構長(その補助者を含む。)が説明を求めることがある。また、積算内訳書が、別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第30第12号に該当する入札として、原則として当該積算内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。

(4) 契約責任者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、積算内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(5) 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に
おいて上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

東海国立大学機構契約事務取扱細則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の
制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、
落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した
履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結すること
が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められ
るときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格
をもって入札した者を落札者とすることがある。

15 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばな
いことがある。病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場
合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置
技術者を変更する場合は、上記 4 (5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術
者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 契約書作成の可否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

17 支払条件

業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 2 回以内
に支払うものとする。ただし、前払金は、業務委託代金額が 2, 0 0 0 万円以上であ
って、かつ、期間が 3 か月を超える場合に限り請求できるものとする。

18 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 に同じ。

19 手続における交渉の有無 無。

20 当該業務に直接関連する他の業務の契約を、当該業務の契約の相手方との随意契約
により締結する予定の有無 無。

21 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、競争加入者心
得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに
指名停止等の取扱いに基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止等の取扱いに基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。

別表

積算内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		